

平成28年12月12日

答申第745号

### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、以前、当該視聴者からの開示の求めに対してNHKが文書不存在のため不開示と回答し、再検討の求めがあったため検討した結果、「NHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができない」としたことについて、「① 文書が存在しているにも関わらず、NHK情報公開規程に違反して『文書がない』との虚偽の不開示理由を行なった経緯が分かる決裁文書、② 不開示理由の変更を行なったにもかかわらず、請求者に速やかに当該理由変更について通知しなかった理由が分かる文書、③ 不開示理由の変更を実施した担当部署、変更年月日」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち③は開示したが、①および②については、文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

### 2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

なお、当該視聴者からの当初の「開示の求め」では、未収・未払消費税等の金額の欄に、一般勘定など協会全体の未収・未払消費税等の金額ではないものが記載されており、その金額と消費税確定申告額との比較に関する文書は存在しないため、開示することができないとした。しかし、「再検討の求め」では、未収・未払消費税等の金額の欄の一部が協会全体の未収・未払消費税等の額に変更されていたため、当該視聴者の求めを「決算書における協会全体の未収・未払消費税等の金額と消費税確定申告額との差額についての文書」としてと解したうえで、「当該文書は（中略）不開示情報に該当するため、開示することができない」とした。

### 3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

### 4 審議の経過

平成28年12月12日（第244回審議委員会）

第758号諮問、審議、答申